



令和6年度 第1版

HPあります！
<https://e-lifesogohoken.com>



SOMPOひまわり生命
第一生命代理店

e-ライフ総合保険

有限会社江見総合保険

〒700-0823 岡山市北区丸の内2丁目12-20内山下ビル1階
TEL：086-212-3535
<受付時間>平日：午前9時から午後5時30分まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

✉：e-lifesogohoken@n1002507.
insurance-agt.ne.jp



令和6年6月1日より所得税・住民税減税開始！

令和6年6月1日より、物価高騰に伴う税制改革として、所得税減税・住民税減税が開始されます。

給与所得者は6月以降の給与部分の所得税部分にて、年金受給者は6月以降の源泉徴収税部分にて、給与所得者で1年分の所得税が減税分より少ない人は1万円単位の現金給付という形で減税が開始されます。

減税対象は納付者本人（ただし給与収入2000万円以下）及び扶養家族となり、1人に対し各「所得税3万+住民税1万=合計4万」となります。

「納付者本人+103万以下の収入の配偶者+扶養の子供2人」の4人家族構成を例とすると、4万円×4人となり、所得税・住民税合わせて、計16万円の減税となります。

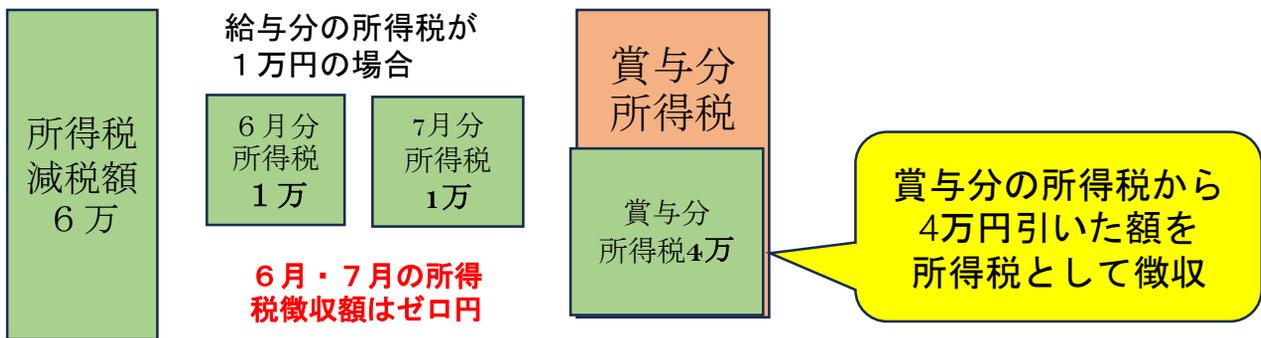
給与や公的年金の6月支給分より所得税や住民税の減税が開始され、減税額に到達するまで翌月以降も減税が続きます。

他にも住民税非課税世帯への物価高騰に伴う支援金等があります。詳しくは国税庁のHP「定額減税について」まで<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/01.htm>

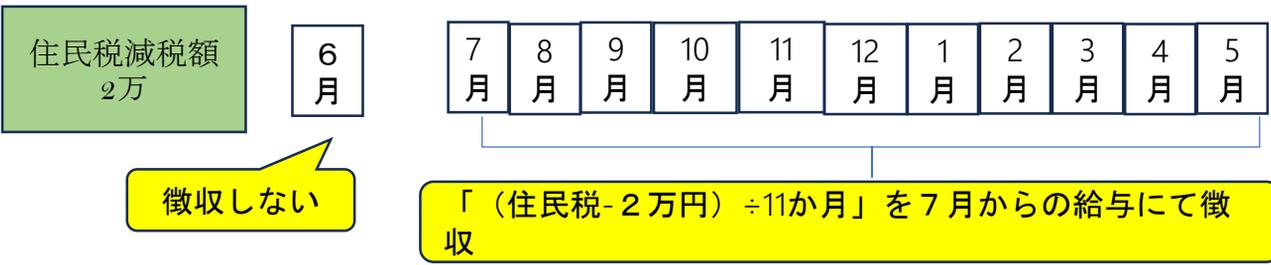
定額減税 解説図

所得税や住民税の納付が少なく、減税できるかわからない方	所得税や住民税を4万円以上納付している方
<ul style="list-style-type: none"> ● 定額減税しきれない方には、定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額が1万円単位で給付 ● 定額減税が出来た方は、1人当たり4万円（所得税3万+住民税1万）の定額減税実施 	1人当たり4万円（所得税3万+住民税1万）の定額減税実施

例：納付者本人+扶養者1人の場合 所得税定額減税 徴収図



例：納付者本人+扶養者1人の場合 住民税定額減税 徴収図



令和6年10月1日より岡山県で自転車保険加入義務化開始

◆自転車保険(自転車損害賠償責任保険等)とは？

自転車を運転中に歩行者や自転車とぶつかる交通事故を起こし、相手方に怪我をさせた場合など、自転車の運行によって人の生命または身体が害された場合に、損害賠償を保障することができる保険や共済です。
(岡山市では令和3年4月より、すでに自転車保険加入が義務化されております。)

自転車保険は必要なのか？

自転車は交通事故の被害者だけでなく、相手方が自転車や歩行者である場合、加害者になってしまいます。自転車事故で相手方に重大なけがを負わせたことにより、**裁判で1億円近い賠償**を命じられたケースもあります。

自転車による加害事故例と賠償額

判決	事故の概要	賠償額
H.25. 7 神戸地裁	男子小学生(11)が夜間、自転車での帰宅途中に歩行中の女性(62)と正面衝突。被害者は頭蓋骨骨折で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。	9,521 万円
H.20. 6 東京地裁	男子高校生が日中、歩道から車道を斜めに横断していたところ、対向車線で自転車に乗っていた男性会社員(24)と衝突。被害者に言語機能喪失等の重大な障害が残った。	9,266 万円

(出典:一般財団法人岡山県交通安全協会ホームページから)

どのような保険に加入すれば補償されるのか？

個人賠償責任特約

現在、自動車保険・火災保険・傷害保険にご加入いただいているお客様は、個人賠償責任特約を付帯することで、自転車事故への賠償にも対応が可能となります。
※現在ご契約中の保険に個人賠償責任特約が付帯されているかご不明な場合はお気軽にお問い合わせください。

UGOKU

家族の1人がご加入いただくことで家族まとめて補償の対象となります！
自転車事故の際にお相手への賠償はもちろんのこと、ご自身へのケガも補償！
また自転車事故以外にも、日常生活におけるリスクをカバーできます！
例)・飼い犬が散歩中に歩行者に噛みついてケガをさせてしまった。
・子供がデパートで走り回って高額な展示品を壊してしまった。 等々…
※上記の例は個人賠償責任特約でも補償の対象となります。

※こちらは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。
詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

その他気になる点等ございました際にもお気軽に担当者までお問い合わせください！